

でもなお約 1 4 億 5 千万円の短期積立金を保有してございます。

また、大洗鷗松亭を運営する宿泊経理におきましては、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きつつあり、利用率がわずかながら回復のきざしが出て参りました。令和 4 年度は約 3, 3 0 0 万円あまりの赤字となりました。

これらの決算の内容につきましては、先に開催いたしました「役員会」において、ご検討を賜ったところであります。皆様におかれましても、どうか十分ご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上で私からの開会にあたりましての挨拶といたします。

矢野総務課長

ありがとうございました。それでは根本市長さん、議事の進行をよろしく願いいたします。

議 長

それでは、順次進めさせていただきます。

(3) 議席の決定

議 長

まず、「議席の決定」でございしますが、冒頭にも申し上げましたとおり、長側議員のうち 2 名の方が新たに組合会議員となられましたので、改めて議席の番号を決定いたしたく存じます。

議席番号は、組合会会議規則第 3 条の規定により議長が定めることになっておりますので、事務局より発表させていただきます。よろしくをお願いします。

太田事務局長

それでは、ご指示によりまして議席番号を発表させていただきます。会議資料の中に茨城県市町村職員共済組合第 3 1 期組合会議員名簿がございます。その名簿につきましては当組合定款第 9 条の長側議員、職員側議員の選挙区順になっています。議席番号はこの名簿順に付番することとなりますので、一番上の龍ヶ崎市の萩原市長さんが議席番号 1 番、以下順番に付番致しまして、議席番号 2 0 番が古河市の香取議員になります。お手数ではございますが議席番号のご記入をお願いしたいと思います。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。

(4) 出席・欠席議員の報告

議 長

次に、「出席・欠席議員の報告」ですが、長側議員は定数 1 0 名中、出席が 5 名、委任状を提出したことにより出席とみなされる者 5 名の計 1 0 名、職員側議員は定数 1 0 名中、出席が 9 名、委任状を提出したことにより出席とみなされる者 1 名の計 1 0 名でございます。

それぞれ定足数に達しておりますので、第 1 9 7 回組合会は成立いたしましたことを、ご報告申し上げます。

なお、小谷学識経験者監事さんは役員会にご出席いただきましたが、所要により退席されております。

(5) 議案説明員の報告及び会議書記の指名

議 長

次に、「議案説明員の報告及び会議書記の指名」でございますが、議案説明員として、太田事務局長ほか管理職 5 名、会議書記には加倉井課長補佐及び柘植係長を指名いたします。

(6) 会議録署名議員の選任

議 長

次に、「会議録署名議員の選任」ですが、選任の方法は組合会会議規則第 18 条により議長が指名することとされております。

長側議員につきましては、議席番号 9 番 野澤議員、職員側議員につきましては、議席番号 15 番 古渡議員、ご両名を会議録署名議員に指名させていただきます。よろしくお願いたします。

(7) 会 議

議 長

それでは、早速議事に入りたいと思います。

選第 1 号「理事の補欠選挙について」及び選第 3 号「茨城県市町村職員共済組合保養所運営委員会の委員の選任について」、一括して事務局の説明をお願いします。

太田事務局長

(1) 選第 1 号「理事の補欠選挙について」でございますが、茨城県市町村職員共済組合定款第 28 条第 4 項の規定に基づき、理事の補欠選挙を次により行うものでございます。本日付け、理事長職務執行者名でございます。

1、選挙すべき理事の数は、市町村長側議員から 1 人、2、選挙の要領でございますが、市町村長側議員の選挙によるものでございます。なお、この補欠選挙につきましては、理事長でありました藤井取手市長さんが本年 4 月 26 日付けで任期満了により退任したため、当組合の議員及び理事の職を退職されました。そのため、現在理事に欠員が生じておりますので長側議員において選出していただくものでございます。「理事の補欠選挙及び理事長の選挙に関する参考資料」を載せてございます。先ほど、選挙の要領について市町村長側議員の選挙と申し上げましたが、この参考資料の下段の 3 番、共済組合役員選挙規程によりまして、各議員に異議がなければ「指名推せんの方法によることができる」とされておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、(3) 選第 3 号でございます。「茨城県市町村職員共済組合保養所運営委員会の委員の選任について」でございます。茨城県市町村職員共済組合保養所運営委員会設置要綱第 3 条の規定に基づきまして、次により選任するものでございます。本日付け、理事長名でございます。

1、選任すべき委員の数は、市町村長側議員のうちから 1 名でございます。2、選任の要領でございますが、市町村長側議員の互選によるものでございます。なお、次のページには現在の保養所運営委員の名簿を載せてございます。そして次のページには参考資料といたしま

- して、「茨城県市町村職員共済組合保養所運営委員会設置要綱」を記載してございます。要綱の第 3 条をご覧くださいと存じます。保養所運営委員会の組織について規定されております。委員会は 10 名の委員で構成されまして、長側議員 5 名、職員側議員 5 名で組織されてございます。委員長でありました藤井取手市長さんの退職によりまして、長側の委員さん 1 名が欠員となっておりますことから、選出いただくものでございます。
- なお、慣例によりまして、役員であります「理事」及び「監事」の方については委員に就任していただくこととされておりますこと、そして、役員以外の方から 1 名を選出していただいておりますことを申し添えます。選第 1 号「理事の補欠選挙について」、選第 3 号「茨城県市町村職員共済組合保養所運営委員会の委員の選任について」の事務局の説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 はい、ただ今、事務局より一括して説明がありましたが、ご質問があればご発言をお願いいたします。
- ご質問は無いようでございますので、これから選考に入っていただきます。
- 長側の議員さんは、この場所で選考をお願いいたします。職員側の議員さんはご退席くださるようお願いいたします。選考が終わるまでの間、暫時休憩といたします。
- (休 憩)
- 議 長 それでは、休憩をとくまして再開いたします。
- 選考の結果につきまして、長側議員の代表の方から、選第 1 号及び選第 3 号について、選考の結果をご報告願ひます。
- 9 番野澤議員 それでは長側議員の選考結果につきまして、ご報告いたします。選第 1 号「理事の補欠選挙」については、7 番 木村市長さんを選考いたしました。
- なお、監事が欠員となったため、6 番 先崎市長さんを監事に選考いたしました。
- 選第 3 号、保養所運営委員の選任につきましては、5 番 鈴木市長さんを選考いたしました。以上、ご報告いたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ただ今、選第 1 号及び選第 3 号につきまして選出結果のご報告がございました。
- 本件につきまして、一括して承認を求めます。
- 選第 1 号及び選第 3 号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。
- (「異議なし」の声あり。)
- 議 長 ありがとうございます。ただ今のご報告どおり承認いたします。選出されました議員さんにつきましては、よろしくお願ひいたします。
- 続きまして、選第 2 号「理事長の選挙について」、事務局の説明を求めます。
- 太田事務局長 議案の 2 ページでございます。(2) 選第 2 号の「理事長の選挙に

- について」でございます。地方公務員等共済組合法第 13 条第 4 項及び茨城県市町村職員共済組合法第 28 条第 6 項の規定に基づき理事長の選挙を行うものでございます。本日付、理事長職務執行者名でございます。
- 1、理事長の被選挙権は市町村長側の理事でございます。2、選挙の要領でございます。理事が選挙するものでございます。長側理事さんと職員側理事さんで選挙をお願いいたします。
- また、その下の「理事長職務代理者の指定」でございますが、地方公務員等共済組合法第 12 条第 1 項の規定に基づき、長側の理事のうちから理事長職務代理者の指定を理事長に行っていただくものでございます。選第 2 号については、以上でございます。
- 議長 ただ今、説明がございました。ご質問があればご発言をお願いいたします。
- 無いようでございますので、選考をお願いいたします。
- 選考が終わるまでの間、暫時休憩といたします。
- (休 憩)
- 議長 それでは、休憩をときまして再開いたします。
- 選考の結果につきまして、理事の代表の方からご報告をお願いいたします。
- 12番木内議員 選第 2 号「理事長の選挙」でございますが、根本牛久市長さんに理事長をお願いすることになりました。
- 議長 以上、ご報告いたします。
- ありがとうございます。
- 選考の結果、理事の皆様のご推挙をいただき、理事長の職を務めることとなりましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。
- (拍手あり)
- 7番木村議員 なお、選第 2 号にあります「理事長職務代理者の指定」につきましては、私からの指定になりますので指名をさせていただきます。
- 坂東市長の木村市長さんを理事長職務代理者に指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。
- 理事長を助けたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。
- (拍手あり)
- 議長 次に、議案第 1 号「令和 4 年度本組合の決算（案）について」、事務局の説明を求めます。
- なお、内容が多量となっておりますので、要点をとらえて説明するようお願いします。
- 太田事務局長 (4) 議案第 1 号「令和 4 年度 本組合の決算（案）について」で

ございます。本組合の令和4年度決算（案）について、本年5月22日、監事による監査を経たので、その意見を附し、組合会の議決を求めるものでございます。本日提出、理事長名でございます。

なお、議長からありましたとおり、決算書の内容が多量でありますことから、9ページの「令和4年度決算の概要（ダイジェスト版）」により説明申し上げます。

表題の下、ローマ数字の1から5まで、項番を分けてございまして、うち経理といたしましては短期経理から下段の経過的長期預託金管理経理までの13経理となっております。ダイジェスト版においては、説明の便宜上、決算書の経理順とは異なっておりまして、また、金額につきましても万円単位としてございますので、ご了承いただきたいと存じます。

では、ページを返していただきまして10ページ、1の総括でございます。（1）の地方公共団体数、組合員数、被扶養者数でございます。令和4年度決算数値といたしまして、地方公共団体数は市町村、一部事務組合等を合わせまして80となっております。（2）の組合員数は、現職組合員と任意継続組合員を合わせまして35,855人となりました。なお、そのうち9,565人が短期組合員でございます。令和3年度と比べますと、現職で約9千7百人の増となっております。（3）の被扶養者数でございます。現職組合員と任意継続組合員を合わせまして23,804人でございます。令和3年度と比べ現職組合員で約1千4百人の増となっております。2の標準報酬の月額、平均標準報酬の月額、標準期末手当等の額でございます。お示した金額は、年金に関する長期と医療保険等に関する短期に区分される額のうち、短期にかかる金額でございます。（1）標準報酬の月額でございます。現職組合員が113億2,273万円、任意継続組合員は1億2,217万円となりました。令和3年度と比べ現職組合員で約16億3千万円の増でございます。（2）平均標準報酬でございます。1人当たりの月額では、現職組合員は319,049円と令和3年度と比べ56,000円ほど大幅に減少しております。理由といたしましては、短期組合員の平均標準報酬月額が約15万円と低いためでございます。一方の任意継続組合員でございますが338,438円でございます。（3）の標準期末手当等の額、これは年度累計額となりまして384億7,528万円となっております。以上が総括に係る決算数値でございます。

続きまして2の短期給付事業関係としまして1の短期経理でございます。この経理では、組合員やその被扶養者の医療費等の支払いや高齢者医療制度への納付金等の支払いのほか、40歳以上65歳未満の組合員にかかる介護保険料の収納を行っております。令和4年度においては（1）の表にありますとおり、一般組合員等は掛金率と負担金率同率の43.60%、計87.20%で運営いたしました。次のページでございます。（2）、こちらは介護保険にかかる表でございまして、掛金率と負担金率同率の8.82%、計17.64%で運営いたしました。（3）では、表のとおり調整負担金率0.10%、公

的負担金率 0.06% でございます。これらについては、全国市町村職員共済組合連合会が行う財政調整事業や育児介護休業手当金の財源として納付するための率でございます。(4)の収入でございます。短期経理の収入のうち、まず①の短期にかかる部分でございます。地方公共団体の負担となります短期・公的・調整負担金、組合員や任意継続組合員の負担となります短期・任意継続掛金、連合会交付金から前年度繰越支払準備金まで合わせまして 162 億 4,856 万円となりまして、令和 3 年度に比べ約 10 億円の増となりました。②の介護にかかる収入につきましては、地方公共団体負担の介護負担金、組合員の介護掛金・介護任意継続掛金からその他合わせました合計が 18 億 8,067 万円と令和 3 年度比で約 8 千万円の増となりました。(5)の支出でございます。①短期にかかる支出は、医療費などの支払いとなります保健給付が約 73 億円、育児休業手当金など休業給付が約 8 億 7 千万円、このほか中段の高齢者拠出金等が大きな割合を占めておりまして約 56 億 9 千万円、連合会払込金と拠出金、次年度繰越支払準備金を加えました合計が 163 億 4,076 万円となりました。令和 3 年度と比べますと約 3 億 7 千万円の増となったところです。ページを返していただきまして、②介護にかかる支出でございます。介護納付金とその他を合わせまして 18 億 8,482 万円の支出となりました。(6)の収支でございます。短期にかかる部分につきましては 9,220 万円の損金が生じました。令和 4 年度は高齢者拠出金等が大幅に減少するため、当初予算では約 7 億円の黒字を見込んでおりましたが、適用拡大による短期組合員の増加による医療費の支出が大幅に増加したことなどから、約 9 千万円の損金計上となっています。一方の介護にかかる部分では、介護負担金・掛金が予定より収入が少なかったため、415 万円の損金が生じたところでございます。(7)支払準備金・欠損金補てん積立金の状況でございます。いずれも法定額が定められておりまして、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求額総額の 12 分の 2 となります。また、欠損金補てん積立金は、当該事業年度以前 3 事業年度の短期給付の平均請求額の 100 分の 10 を積立てする必要があります。当組合におきましては、その下でございますとおり支払準備金 12 億 5,953 万円、欠損金補てん積立金 6 億 6,828 万円、ともに満額を積立て済みでございます。(8)は利益剰余金の処分でございます。①短期にかかる部分につきましては、積立金より当期損失金となりました 9,220 万円を取り崩して補てんし、また、給付金の増による欠損金補てん積立金より 2,713 万円を差し引いて積み増しして、短期積立金 14 億 5,677 万円となりました。②介護にかかる部分につきましては、当期介護損失金となりました 415 万円を、前年度からの繰越欠損金と合わせまして、介護繰越欠損金は 1,427 万円となります。以上が短期経理でございます。

続きまして 3 の長期給付事業関係、2 としまして厚生年金保険経理でございます。この経理では、厚生年金の組合員保険料と地方公共団体の負担金を収入して全国連合会に納付をしてございます。次ページ

に移りまして（１）組合員保険料と負担金の率でございます。いずれも 91.50%、合計で 183% となりまして、平成 30 年から民間の被用者と同率となっております。（２）基礎年金にかかる公的負担率は 41.6%、（３）昭和 37 年以前の給付にかかる追加費用率が 12.1% となっております。（４）の収入は追加費用を含めた負担金と組合員の保険料の合計が 353 億 5,149 万円となりまして、全額納付のため（５）の支出も同額、（６）収支差引きはございません。以上が厚生年金保険経理でございます。

３の退職等年金経理でございます。平成 27 年 10 月の被用者年金一元化により公務員独自の 3 階部分、旧職域部分が廃止されまして、代わりに新設された給付が退職等年金給付でございます。この給付費用を賄う原資を組合員、地方公共団体から収入しまして、厚生年金と同様に全国連合会に納付してございます。（１）、掛金、負担金とも同率の 7.5% とされておりまして、合計 15% となります。

（２）、収入は負担金と掛金を合わせました 22 億 6,365 万円となりまして、（３）のとおり全額、全国連合会に納付いたしまして（４）の収支差引きはございません。以上が退職等年金経理でございます。

ページを返していただきまして 14 ページ、４の経過的長期経理でございます。被用者年金一元化前の平成 27 年 9 月までに決定した公務上障害年金等に要する費用を賄うため、地方公共団体の負担金を収入して全国連合会に納付してございます。（１）、負担金率は 0.1105% でありまして、この経理では（２）にありますとおり追加費用の 1.1% も併せて収入しております。（３）の収入は負担金が 1 億 4,592 万円となりまして、（４）の支出も同額、（５）の収支差引きはございません。以上が経過的長期経理でございます。

続きまして 4 の福祉事業でございます。５の保健経理、この経理は組合員と被扶養者の健康づくりや保養リフレッシュに関する各種事業を行っております。（１）の掛金・負担金率はいずれも 2.1% の合計 4.2% で運営いたしました。（２）、収入は負担金、掛金、その他合わせまして 6 億 8,588 万円となりまして、（３）の支出は 7 億 1,442 万円、その下にございます厚生費が 5 億 4,764 万円と支出のほとんどを占めております。次のページでございます。

（４）には収支がございまして、2,854 万円の損金が生じております。その下、（５）には先ほど申し上げました厚生費の内訳を記載してございます。①の保健事業といたしまして、アの健康づくり支援関係が 3 億 9,357 万円と厚生費の約 71% を占めております。続きまして②は特定健診・特定保健指導にかかる内訳でございまして、それぞれ 1,495 万円、3,063 万円となりました。40 歳から 75 歳未満の特定健診と保健指導については、その受診率が高齢者拠出金等の加減算、いわゆる保険者インセンティブに影響を与えます。このため、当組合ではデータヘルス計画を策定しまして、各所属所と協力し、組合員や被扶養者に対する効果的な保健指導を行えるよう努めているところでございます。参考までに、データヘルス計画は当組

合ホームページで公開してございますので、後ほどご参照いただきたく存じます。続きまして（6）利益剰余金の処分でございます。当期損失金は先ほどの2,854万円の収支損金となりまして、これを取り崩して補てんした結果、積立金が8億7,425万円となり改良積立金、これは大洗鷗松亭の修繕・改修費用の積立てになります。4億5,820万円となったところでございます。以上が保健経理でございます。

続きまして6の宿泊経理、当組合保養所「大洗鷗松亭」の運営を行うための経理でございます。（1）の収入は、施設収入3億8,194円と商品売上からその他まで、そして減価償却費相当額として保健経理と貯金経理から繰入れした6,500万円を合わせまして4億7,364万円となりました。令和3年度比で1億円の増収となっています。新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和と「いば旅安心割り」の支援事業がプラス要因となり宿泊利用率も14ポイントの増と昨年度に比べ回復傾向にあります。コロナ前の利用率には戻っておりません。（2）の支出でございます。令和3年度と比べ、特に支出額が増えているのは、飲食材料費で約2千8百万円の増額、これは宿泊者の増加によるものでございます。次に光熱給水費で約1千3百万円の増額で、これは電気料金の値上げによるものが大きく締められています。その他の支出では、令和3年度はコロナの軽減措置により固定資産税が免除となっておりましたが、令和4年度は約1千2百万円を支出してございまして、支出総額は5億684万円となりました。ページを返していただきまして16ページ、（3）の収支でございます。収支の結果、3,319万円の損金となり、令和3年度に続きまして、損金計上となりました。（4）には大洗鷗松亭の利用状況をお示ししてございます。令和4年度の宿泊者数は21,426人となりまして令和3年度比約7,700人の増、宿泊利用率も54.45%となり、客室稼働率につきましても68.78%と回復傾向にあります。（5）は利益剰余金の処分でございます。当期損失金は先ほどの収支損金の、3,319万円となりましたので積立金より取り崩して補てんして、改良積立金の積み増しは行わず、欠損金補てん積立金を満額積立てしまして、積立金の残は32億4,438万円となりました。この積立金につきましては、大洗鷗松亭の建物や付帯設備など固定資産で13億511万円、残りの約20億円は預金と有価証券の流動資産で保有してございます。以上が宿泊経理でございます。

続いて7の貯金経理でございます。この経理では組合員の皆さんからお預かりした貯金を有価証券等で運用しまして、有利な利率で還元してございます。（1）収入につきましては有価証券等の利息及び配当金となりまして、令和4年度は22億4,497万円となりました。令和3年度比で約8千万円の増となっております。一方、（2）の支出は19億6,985万円、そのうち組合員の皆さんに還元した支払利息が18億9,148万円となりました。収支の結果、（3）のとおり2億7,511万円の益金を生じたところでございます。（4）、資産の運用利回りは令和4年度の平均で1.47%とな

り、令和3年度と同率となりました。(5)の貯金の種類、支払利率及び現況でございます。共済貯金の区分は、定額積立貯金となります。その下、お預かりしております貯金額は、1,381億5,970万円となりまして、令和3年度と比べ71億円余り増加してございます。ここ数年は例年30億円程度の増額で推移しておりましたが、短期組合員の加入により、令和4年12月時の臨時積立が例年より約40億円増えたことによるものでございます。貯金者数は20,826人で、次のページになりますが、1人当たりの貯金額は663万円、組合員加入率は58.04%でございます。短期組合員の加入率が低いため、前年度より約15ポイントも下がっております。支払利率につきましては、1.44%でございます。また、預入限度額は1人当たり3,000万円としております。参考までに、3,000万円を超える残高の方は任意継続組合員で58名、一般組合員で875名となっております。(6)利益剰余金の処分でございます。当期利益金の2億7,511万円を貯金残高の増加による欠損金補てん積立金の積み増し分に全額充当しまして、なお不足分がありますので、積立金から取り崩し充当しました。結果、122億1,204万円が積立金の残高となります。以上が貯金経理でございます。

続いて8の貸付経理、この経理では組合員が居住する住宅の取得や増改築を行う資金、生活必需品の購入、入学・修学資金の貸付を行っております。(1)の収入は、貸付金の利息となりまして計4,906万円、(2)の支出は職員給与と資金借入先であります退職等年金預託金管理経理への支払利息874万円など合わせまして4,022万円となりました。結果、(3)の収支は883万円の益金となっております。(4)の組合員貸付金の年度末残高でございますが、令和4年度末の件数と金額はお示ししたとおりでございます。右端の貸付利率で運営しておりますので後ほどお読み取りください。貸付の現況でございますが、普通貸付は伸びているものの、住宅貸付などの利率は市中金融機関等と比べ高い水準にありますことから、貸付残高および件数につきましては、年々減少傾向にございます。(5)利益剰余金の処分でございます。当期利益金が883万円となりまして、貸付残高の減少に伴う欠損金補てん積立金取り崩し額を含め積み増した結果、27億9,737万円の積立金残高となっております。以上が貸付経理でございます。

ページを返していただきまして18ページ、9の物資経理でございます。この経理は当組合が契約する自動車販売店から自動車を購入する際、代金を立替払いする経理でございます。(1)、収入は立替金返済時の利息と自動車販売店からいただく手数料となりまして、令和4年度は2,059万円となりました。一方、(2)の支出については資金借入先であります退職等年金預託金管理経理への支払利息1,086万円と職員給与など合わせまして合計1,903万円となりました。結果、(3)収支のとおり156万円の益金が生じております。物資立替金の年度末残高は(4)にございますとおり、件数では1,046件、立替残高は12億776万円、立替利率は1.56%

で運営しております。(5) 剰余金の処分でございます。当期利益金 156 万円と、立替金残高の減少による欠損金補てん積立金の取り崩し額を含めまして、1 億 2, 323 万円の積立金残高となりました。以上が物資経理でございます。

10 の財形経理でございますが、地方公務員財産形成事業基本計画によりまして、全国連合会から割り当てられた資金を住宅新築資金として組合員に貸付するための経理となります。貸付資金は全国連合会、当組合では収入した利息等を全額、全国連合会に払い込みをしております。金額が少額でありますので、説明は割愛いたします。

以上が福祉事業関係でございます。

19 ページ、5 の共済組合事業でございます。11 の業務経理でございます。共済組合が行う事業のうち、主に医療保険と厚生年金に関する事務に要する費用を賄う経理でございます。(1) の収入でございますが、地方公共団体の負担金と全国連合会からの交付金など合わせまして 4 億 6, 858 万円となりました。(2) の支出でございます。職員給与のほか、全国連合会に払込みいたします事務費負担金など合わせまして 4 億 6, 806 万円となりました。結果、(3) の収支は 51 万円の益金を生じまして、(4)、利益剰余金の処分は、当期利益金 51 万円を全額積み増したことによりまして 8 億 5, 765 万円の積立金残高となっております。以上が業務経理でございます。

12 の退職等年金預託金管理経理でございます。全国連合会が保有する退職等年金給付組合積立金の一部を、当組合が資金預託を受け運用を行っております。(1) の収入は 1, 960 万円、貸付経理と物資経理へ資金を貸し付けているため、その利息収入となります。ページを返していただきまして 20 ページでございます。(2) の支出につきましては、全額を全国連合会に支払いしてございますので、(3) の収支はゼロとなります。(4)、貸付の年度末残高は、貸付経理への貸付金が 7 億 8, 830 万円、物資経理への貸付金が 10 億 3, 550 万円となっております。以上が退職等年期に預託金管理経理でございます。

13 経過的長期預託金管理経理でございます。全国連合会が保有する経過的長期給付組合積立金の一部を、当組合が資金預託を受け運用を行っております。運用は地方公共団体から引き受けます縁故地方債により行っておりまして、令和 4 年度末で 1 銘柄、残高は下段にありますとおり 276 万円となっております。収入支出とも少額であることから詳細は割愛いたします。

以上、共済組合事業まで 13 経理の令和 4 年度決算の概要となります。なお、令和 4 年度の経理別収支及び利益剰余金一覧につきまして、次のページにまとめてございますので後ほどお読み取りいただきたいと存じます。以上でございます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、第 1 号議案について説明がありましたが、ご質問がある方はよろしくお願いたします。その前に監査を受けております。5 月 22

1 5 番古渡監事

日に監査を受けておりますので、古渡監事さんよろしくお願いいいたします。

それでは、議案集の 2 2 ページをお開きいただければと思います。監事をしております行方市の古渡です。よろしくお願いいいたします。

それでは、監査報告ということで報告させていただきます。

組合定款第 4 3 条の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり報告させていただきます。まず監査を行った日ですけれども日令和 5 年 5 月 2 2 日、監査の対象となった期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとなっております。3 番の監査事項については、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの各経理の財産の管理運用並びに関係帳簿及び証拠書類の内容確認をいたしたところでは、4 番の監査の結果の概況及び意見については、各経理とも法令に基づいて執行され、証ひょう書類も完備しており、令和 4 年度の経理処理は適正であると認めさせていただきました。5 番の出納職員に対して直接注意した事項については、特にございません。監事 古渡 秀和、小谷 隆亮、以上、ご報告させていただきます。

議 長

ありがとうございます。ただ今、古渡監事さんより監査結果のご報告がありました。ご質問等ございましたら、よろしくお願いいいたします。

1 2 番木内議員

那珂市の木内です。私の方から 1 6 ページ、1 7 ページにあります貯金経理のことについてお伺いしたいと思います。この貯金経理でございすが組合員から預け入れた貯金を有価証券等で運用し、市中金利より有利な利息を還元する非常に有利なものでございすが、この部分に関しまして、先ほど事務局長の説明であったように、短期組合員の方々の加入によりまして大幅に、まあ結果的には例年 3 0 億のところ 4 0 億円増えて 7 1 億円の積み立てということで、貯金自体が増えること自体は非常にありがたいところではございすが、預金額が増えてしまうことによって、これまで優位性があった利率という部分に関して、やはり運用が非常に厳しいのではないかとというふうに思います。そのあたりについて今後の貯金利率等の変更等についてどのように考えているかという点と、利率を引き下げるということに対してやはり抵抗を感じる場所もありますので、例えばですけど、臨時積立額の上限額を設けるというようなことも含めて、まあ利率をなるべく引き下げない、なるべく長く運用して行くということであれば、そういったことも含めて全国の情勢含めて研究するべきじゃないかというところで、一点質問させていただきます。以上です。

議 長

太田事務局長

はい、お願いします。

はい、ありがとうございます。本当に木内代表理事さんのおっしゃるとおりでございまして、現在運用が大変厳しい状況が続いております。今現在 1. 4 4 % の支払利率を還元してございすが 1. 4 4 % 以上で買えるものが無い状況でございしますので、やはり、その新規マネーを集めていることは、最終的な支払利率に影響を与えるものでございしますので、6 月の臨時積立、これがどの程度増えるか見て行きたいと思ひますし、この 1 年間、令和 5 年度におきまして 6 月、1 2 月

の臨時積立がどの程度増えるか研究してみたいと思います。その後、利率が下がるようであれば、今、木内理事さんがおっしゃったとおり、ボーナスの臨時積立の上限額を設けることで、臨時積立の増額を少し抑えるということが必要じゃないかと思っております。令和5年度でいったん様子を見せていただきまして、令和6年度に提案をさせていただいて、令和7年度から利率の引き下げ、または、上限額を設けるということで対応したいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議 長
6 番先崎議員

はい、ありがとうございます。はい、他にございませうか。

17ページの貸付利率で、住宅貸付が1.26%で一般の市中金利よりも高くなっていると、そのために利用が少ないというご説明でした。これは組合員のための、職員のための組合ということを考えて、なんかこう努力する余地があるのか、要するに市中金利よりも下げることができるのか、あるいは色々トータル的に考えてやっぱり難しいなど、その状況がわかれば教えてください。

議 長
太田事務局長

はい、お願いします。

貸付につきましては、資金が退職等年金預託金管理経理からお金を借りておりまして、そのお金を組合員の方にお貸ししているというお金の流れでございます。これは退職等年金預託金管理経理が貸付経理にお金を貸すときの率が1%と決まっております。従いまして1%に事務費などの費用を賄うために0.26%をつけまして1.26%はちょっと下げられない状況になってございまして、中には災害貸付とか1%を切るところがありまして、それは退職等年金預託金管理経理が低い利率で貸すことができるのですけれども、普通貸付とか住宅貸付は1%で貸しなさいということに決まっておりますので、どうしてもこの1.26%は下げられない状況でございます。

飯田事務局次長

すみません。もうひとつ付け加えさせていただきたいのですけれども、この貸付利率につきましては、預託金関係の利率というのが、何パーセント以下だとこの利率ということが決まっておるところがありまして、まあそういう意味で自由に上げ下げすることはできないようになっております。

太田事務局長

市中金利が何パーセントとか何パーセントが1%で貸しなさい。この市中金利が1%から2%の時は何パーセントで貸しなさいってことは法律で決まっております。退職等預託金管理経費が貸付経理に貸し付けるときはその金利が決まっております。それで+0.26%は事務費として取りなさいということになっておりますので、今は一番最低の1%になってございまして1.26%で普通貸付と住宅貸付は決まっているところなので、ちょっと変えられないところでございます。

議 長

はい、わかりました。他にございませうでしょうか。

無いようで御座いますので議案第1号について、承認することにご異議ございませうか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

議案第1号令和4年度の決算については原案のとおりといたしま

太田事務局長

す。次に、報告第 1 号「預託金の運用状況について」説明します。

(5) 報告第 1 号「預託金の運用状況について」でございます。全国市町村職員共済組合連合会が定める退職等年金預託金管理経理及び経過的長期預託金管理経理における預託金運用に関する事務取扱要領に基づき、令和 4 年度の年間の運用状況について報告するものでございます。本日報告の理事長名でございます。

ページを返していただきまして、24 ページでございます。預託金の決算等については、先ほどご報告申し上げましたとおりでございますが、運用状況につきましては、その運用の透明性の確保の観点から、全国市町村連合会の事務取扱要領に基づき当組合のホームページ等に、公表することが義務付けられているところでございます。なお、公表資料につきましては、組合会の報告を経まして 7 月の第一営業日にホームページに掲載し、公表することとなっているところでございます。

それでは、公表する資料でございます。預託金管理経理は、「退職等年金」と「経過的長期」の 2 つの経理がございます。地方公務員等共済組合法施行令 第 17 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づきまして、全国市町村職員共済組合連合会が保有する年金積立金の一部を、全国連合会から組合に預託され組合員の福祉の増進又は、地方公共団体の行政目的の実現に資するよう、本組合が管理・運用しているところでございます。

まず、退職等年金預託金管理経理でございます。この経理は、主に貸付経理と物資経理への資金の貸付を行っておりまして、令和 4 年度末の保有資産は約 19 億円となったところでございます。中段の表にありますとおり、貸付金が 18 億 2,400 万円で、全体の 95.9% を占めている状況でございます。右下段の実現収益率は、貸付金と短期資産を合わせまして 0.92% となっております。

次ページに移りまして、25 ページでございます。経過的長期預託金管理経理でございます。この経理は、主に地方公共団体から引き受けます縁故地方債で運用しているところでございます。令和 4 年度に保有してございます、銘柄は 1 銘柄でございます。令和 4 年度の表をご覧くださいと存じます。縁故地方債と短期資産と合わせまして約 500 万円でございます。表の右側の「時間加重収益率」につきましては、空欄となっておりますが、下の※印にありますとおり、6 月初旬に全国市町村連合会から示される予定となっておりますので、7 月にホームページにアップする際には、こちらにも数字が入った状態で掲載させていただきます。

以上、預託金の運用状況でございます。この内容にて、当組合ホームページへ、公表する予定でございます。預託金の運用状況は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。報告第 1 号はただ今のとおりでございます。続いてその他といたしまして、「今後の行事予定」について、事務局から報告いたします。

(矢野課長から行事予定の説明あり。)

議 長 | 皆さんから、何かご質問等、ご意見がございましたら、お願いいたします。

(8) 閉 会

議 長 | はい、無いようであれば、本日の協議がすべて終了いたしました。以上をもちまして第197回組合会を閉会します。お疲れ様でした。

(時に、午後3時41分)

以上は、会議の顛末を記載したものであるが、その記載が正確であることを証するためここに署名する。

令和 5 年 6 月 30 日

議 長

根本 洋 治

署名議員

野澤 良 治

署名議員

古渡 秀 和